

学校の運動部（文化部）活動に係る活動方針

1 ガイドラインの趣旨	・・・ 1
2 適切な運営のための体制整備	・・・ 1
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	・・・ 2
4 適切な休養日等の設定	・・・ 2
5 参加する大会や練習試合等の見直し	・・・ 3
6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	・・・ 3
7 その他	・・・ 3
指導する際の留意点	・・・ 4
バドミントン部・文化部活動計画	・・・ 紙面で生徒へ

令和2年11月19日

令和6年4月3日改訂

令和7年4月1日改定

南アルプス市立芦安中学校

1 ガイドラインの趣旨

南アルプス市立芦安中学校(以下「学校」という。)の部活動において、「南アルプス市立学校に係る運動部活動方針」(以下「南アルプス市活動方針」)に則り、生徒にとって望ましい活動環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施する。

- ◆ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、教育の意義を踏まえ、生徒が進んで運動や文化活動を実践する態度や能力を育て、活動をとおして体力や技術を向上することで、スポーツや文化活動の素晴らしさや楽しさを学ぶ。
- ◆ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、自己肯定感を高め、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養等、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- ◆ 異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等の好ましい人間関係を学ぶ機会とし、学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

2 適切な運営のための体制整備

(1)年間計画の策定等

- ア 顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成、校長に提出する。
- イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を公表する。

(2)指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、部顧問を複数配置し、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- イ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- エ 校長は、教員の適切な部活動指導の観点から、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理を行う。
- オ 校長は、生徒の活動環境の充実の観点から、学校地域の実態に応じて、地域の団体との

連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、地域における活動環境整備を進める。

- カ 部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し研修を行う。
- キ 上記イの、部活動指導員の任用・配置に当たっての留意事項については、部活動指導員以外の部活動外部指導者にも適用するものとする。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、スポーツ庁が平成 30 年 3 月に作成した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」および文化庁が平成 30 年 12 月に作成した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶等を徹底する。
- イ 部顧問は、科学的な見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害や外傷等のリスクを高め、必ずしも能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力・技能の向上や、生涯を通じてスポーツや文化活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目や活動の特性等を踏まえた科学的練習方法等の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。※別紙「資料〈指導する際の留意点〉参照
- ウ 部顧問等は、適切な健康管理を行い、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり 2 日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。))は少なくとも 1 日以上を休養日とする。ただし、シーズン期

(教育内大会 4 週間前)の週休日両日や週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。※休養日・・・原則平日は月曜日、週休日はどちらか)

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 「きずなの日」は休養日とし、教員と生徒がふれあう時間を創出する。
- 定期試験前の一定期間は、休養日とし、生徒が学習時間を確保できるよう配慮する。
(休養日・・・期末テスト1週間前)
- 閉庁日(8月13・14・15日、学校創立記念日、県民の日)には、原則として部活動は行わない。

5 参加する大会や練習試合等の見直し

校長及び運動部顧問は、教育内大会以外の大会や練習試合等について、以下の点に配慮し見直しを行う。

- 校長は、生徒の教育的意義、生徒や運動部顧問、保護者の負担等が過度とにならないことを考慮して参加する大会を精選する。
- 部顧問は、参加する大会等を精選し、年間活動計画に参加する大会等を明記して、シーズン期とシーズン期以外の活動にメリハリをつけた計画を立てる。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- ア 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置する。
- イ 校長は、部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさなくなった場合は、生徒の活動機会が損なわれることがないように、複数校合同チームや合同練習などの取組を推進する。
- ウ 校長は、部活動の統合や休部・廃部を検討する場合には、所属する生徒やその保護者に対して議論の過程や検討結果などを十分に説明し、丁寧に対応する。

7 その他

本活動方針は、令和2年11月19日から適用する。(文化部活動も準ずる)

〈指導する際の留意点〉

○科学的トレーニング

運動部顧問等は、自身のこれまでの実践、経験に頼るだけでなく、スポーツ医・科学の研究成果を積極的に取り入れ、指導場面で活用することが重要である。その際は、指導する対象生徒の発育・発達段階を踏まえて適切に行う。

→「ジュニア期のスポーツライフマネジメント」（日本スポーツ協会ウェブサイト参照）

○安全対策の徹底

部顧問等は、自身はもとより生徒の安全意識を高め、日頃から事故を未然に防ぐことができるように施設・設備・用具の点検や、安全確認の習慣化を図り、健康や環境に十分に留意して活動に取り組む。

○スポーツ障害・バーンアウトの予防

運動部顧問等は、短期的な成果のみを求める活動によって、生徒の将来にまで深刻な影響を与える場合があることを十分に認識する。また、練習のねらいを明確にし、短時間で達成感を味わうことができる活動となるよう工夫する。

→「スポーツ外傷・障害予防ガイドブック」（日本スポーツ協会ウェブサイト参照）

○体罰等の根絶

体罰は、学校教育法第1条において禁じられている。校長、部顧問等及び学校関係者は、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、それらを根絶する取組を徹底する。また、部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように指導することが必要である。

[体罰等と考えられる例]

- ・言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、長時間ランニングをさせる。